

産業廃棄物の不適正処理に対する行政処分 ——廃棄物処理法に基づく改善命令、措置命令及び 保管等に係る命令について

行政事件解決研究会

弁護士 石橋昌征 Masayuki Ishibashi

Case

「近所の土地に2、3か月前から廃棄物らしきものが搬入され始めた。搬出されることがほとんどなく、増加している。」と、住民から甲市役所に通報があった。甲市の廃棄物担当課職員が当該地に赴いたところ、外部への飛散・流出は認められなかったが、敷地内では相当量の堆積が見受けられた。

その後の甲市の調査で認定された事実が次の①又は②であった場合¹、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」又は「法」という。また、同法施行令を「令」、同法施行規則を「規則」という。）に基づき、甲市長が、A社・B社に対して発出を検討すべき行政処分はどのようなものか。なお、甲市は地方自治法の中核市であり²、A社・B社とも廃掃法に基づく許可はないものとする。

- ① A社が、自ら元請けとして施工した解体工事で発生したコンクリートの破片等と土砂の混合物を、本件土地に搬入して保管していた場合
- ② B社が、複数の事業者から、費用を徴収し、各事業場で排出されたプラスチック類（汚損した雑多なもの）を引き取り、本件土地に搬入して保管していた場合

I はじめに

廃掃法に基づく不利益処分には産業廃棄物処理業者に対する許可取消しや事業停止命令もあるが、本稿は、産業廃棄物の不適正処理に対する命令を概説する。

本稿では、特別管理産業廃棄物（法2条5項）に該当しない産業廃棄物（いわゆる普通産廃）

について記載し、一般廃棄物（同条2項）や特別管理産業廃棄物に関する記載を省略する。また、廃掃法14条12項の「産業廃棄物収集運搬業者」（産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者）と「産業廃棄物処分業者」（産業廃棄物処分業の許可を受けた者）を、併せて「産業廃棄物処理業者」という。

昭和46年の廃掃法施行以来、その解釈運用に係る通知が国から自治体宛てに多数発出され

1 ①・②とも複数の自治体における命令の発出事例を基にしたものである。

2 廃掃法24条の2第1項により、同法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、令27条1項各号に掲げる事務以外の事務は、地方自治法252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法252条の22第1項に規定する中核市の長が行うこととされており（令27条1項）、甲市長は本稿で取り上げる各命令を行い得る。